

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（平成29年度第1回）議事録

1 開催日時 平成29年4月21日（金） 午後3時00分開会

2 開催場所 市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

会 長	立川 久雄	委 員	竹元 悦子
副会長	在原 昌秀	委 員	室橋 敬
委 員	高石 静江	委 員	加曾利 正宏
委 員	宮崎 和明	委 員	石塚 浩一
委 員	高安 修藏	委 員	浅井 美喜
委 員	安藤 洋子	委 員	小倉 明美
委 員	鍋川 早苗		

（欠席委員）

委 員	犬丸 達也	委 員	山中 太郎
-----	-------	-----	-------

4 出席職員

福祉部長	宮嶋 亮二	福祉部参事 （介護保険課長兼務）	森 博
介護保険課副課長 （認定・給付班長兼務）	小幡 久美子	介護保険課 管理班長	吉田 彰
介護保険課 管理班 主査	北島 規与泰		
高齢者支援課長	川口 秀	高齢者支援課副課長 （高齢者福祉班長兼務）	重田 克己
高齢者支援課 地域包括支援班長	一色 弥生		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人	傍聴人数	0 人
------	-----	------	-----

6 次第

（1）辞令交付

（2）議題

ア 会長の選出について

イ 地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護事業）の公募について

ウ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の公募について

エ 平成28年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

オ 平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

カ 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

（3）その他

7 議 事

事務局	定刻となりましたので、始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、福祉関係者として、袖ケ浦市介護保険運営協議会委員でありました高山委員におかれまして、平成29年3月を持って退任されたことに伴い、その後任委員として、この度、新たに委嘱させていただくことになりましたので、宮嶋福祉部長から辞令を交付させていただきます。 それでは、ご紹介いたします。福祉関係者として袖ケ浦市社会福祉協議会から高山栄作委員の後任であります、在原昌秀様です。 在原様、自席でご起立のうえお受け取り願います。
	辞令交付（略）
事務局	次に、今年度、組織改正と人事異動により事務局体制に変更がありましたので、職員の紹介をさせていただきます。
	職員紹介（略）
事務局	それでは、会議を進めさせていただきます。 ただいまの出席委員は12名でございます。 従いまして、袖ケ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 これより、平成29年度第1回袖ケ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 ここで、委員の欠席についてご報告いたします。 本日、犬丸委員、山中委員が所用のため欠席との報告をいただいております。 続きまして、事前に配布させていただきました、資料のご確認をお願いいたします。
	資料確認（略）
事務局	それでは、議事に入る前に、現在の状況といたしまして、高山委員の退任により、会長が不在となっております。 よって、袖ケ浦市介護保険運営協議会規則第3条第4項の規定により、会長に事故あるときは、その職務を副会長が代理することとなっておりますので、本日の会議は副会長名で招集させていただきました。また、ここからの議事進行につきましても、副会長の立川委員をお願いいたします。
立川副会長	それでは、まず、議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について事務局から説明をお願いします。
事務局	本日の会議は公開でございます。なお、会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開してまいりますのでご了解ください。委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。
立川副会長	皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。 それでは、議事に入らせていただきます。

	本日の議題は、6件でございます。 会議次第をご覧ください。 (1)会長の選出について (2)地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護事業）の公募について (3)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の公募について (4)平成28年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について (5)平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について (6)介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について 以上6件でございます。 では、議題ごとに事務局の説明後、質疑をお受けすることとします。 まず、議題（1）「会長の選出」について、事務局の説明を求めます。
事務局	お手元に、「議題（1）資料」をお願いいたします。 まず、ここで、資料の訂正をお願いいたします。 下段の第7条におきまして、「協議会の庶務は、福祉部高齢者支援課において行う。」と、ございますが「福祉部介護保険課」に修正をお願いします。 それでは、会長選出につきまして、ご説明させていただきます。 このたび、高山委員の退任により、現在会長が不在となっておりますので、本日、会長の選出をお願いするものでございます。 本資料の第3条をご覧ください。 アンダーラインで示しております、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第3条第2項におきまして、「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」ものとしております。 よって、委員の互選にて、会長の選出をお願いするものであります。
立川副会長	会長の選出について、ご意見等ございますでしょうか。
高石委員	本運営協議会規則に「会長に事故あるときは、その職務を副会長が代理する。」といった規定があるので、会長には、現在副会長である立川委員を推薦します。
立川副会長	ただ今、会長を副会長である私にとご推薦がございましたが、いかがでしょうか。
	「異議なし」の声あり
立川副会長	皆様のご賛同をいただきましたので、僭越でございますが会長職を引き受けさせていただきます。 それでは、就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
	あいさつ（略）
立川会長	続きまして、私が会長に就任したことに伴い、副会長が不在となりましたので、副会長の選出を行いたいと思います。

	副会長の選出について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、副会長の選出について、ご説明させていただきます。 副会長の選出につきましては、先ほど会長の選出において、ご説明させていただきましたが、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第3条第2項 におきまして、「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」ものとしております。 よって、副会長につきましても、委員の互選にて選出をお願いするものであります。
立川会長	それでは、副会長の選出について、ご意見等がございますでしょうか。
鍋川委員	今年度は、第7期介護保険事業計画の策定年度であるため、「福祉関係者」のうち、社会福祉協議会において事務経験があるとともに、現在同協議会の理事である在原委員を副会長に推薦します。
立川会長	ただ今、副会長を在原委員にお願いしたいとの意見がございましたが、いかがでしょうか。
	「異議なし」の声あり
立川会長	副会長の選出について、推薦とご賛同の声をいただいておりますが、在原委員はいかがでしょう。
在原委員	ご推薦とご賛同をいただきましたので、僭越でございますが、副会長職を引き受けさせていただきます。
立川会長	それでは、副会長につきましては、在原委員に決定することといたします。 副会長の就任にあたり、在原委員より、一言ごあいさつをお願いいたします。
在原委員	あいさつ（略）
立川会長	ありがとうございました。 次に、議題2「地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護事業）の公募について」、事務局の説明を求めます。
事務局	【議題2に係る説明】
立川会長	質疑をお受けいたします。質疑はありますか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。
高安委員	小規模多機能の施設を作りたいという方がいるが、土地を探していて見つからないようなので、市がその相談を受けてあげられるのかどうか。
事務局	土地については、実施される方にその土地も含めてお願いし、事業者を選考させてもらうことになっています。
立川会長	他に質疑・ご意見等はありませんか。 ないようですので、次の議題に移らせていただきます。 次に、議題3「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の公募について」、事務局の説明を求めます。
事務局	【議題3に係る説明】 ※資料の訂正をお願いします。資料の下にある募集スケジュールの「応募書類

	受付期間」の終わりの「7月28日」を「7月18日」に訂正願います。
立川会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。
在原委員	公募の状況で、平成27年度は応募者なしで、平成28年度は1事業者を選定したが辞退があったとのことであるが、平成28年度の辞退の申し出があったことについて、どういった問題があったのか教えていただきたい。
事務局	当初建設を予定していた土地が、農振の土地で申請の時には農振が外れると いったことで事業者を選定しましたが、結果として農振除外をすることができ なかったため、辞退の申し出があったものです。
事務局	補足としまして、「農振」とは農業振興区域内の農用地ということで、農地を 農地以外の利用に供する為には、その網を外して更に農地転用の手続きをして、 そこから建築行為を行うことができるものであります。 昨年度の事例では、その手続きがちゃんと進むであろうといった見込みのも とに申請がなされたものであると思われます。
在原委員	分かりました。それと、今回の再募集にあたり今現在の問い合わせなどはあ るのでしょうか。
事務局	昨年度の辞退のあった以降に、電話で数件の問い合わせがあります。
宮崎委員	阿部に老人ホームが出来ると聞いているが、そういう情報は入っていますか。
事務局	正式な情報としては頂戴していませんが、市としては応募があつて初めて分 かるものでありますが、応募をしようと検討している事業者の方が事前にいろ いろと対応を考えているものではないかと思います。
立川会長	他に質疑・ご意見等はありませんか。 ないようですので、次の議題に移らせていただきます。 議題4「平成28年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 の委託について」、事務局の説明を求めます。
事務局	【議題4に係る説明】
立川会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。
	質疑なし
立川会長	質疑が無いようですので、それでは、平成28年度指定介護予防支援及び介 護予防ケアマネジメント業務の委託を認めることに賛成の方の挙手を求めま す。
	全員賛成
立川会長	全員賛成です。 これにより、平成28年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 業務の委託については、承認されました。 では、次の議題に移らせていただきます。 議題5「平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の

	委託について」、事務局の説明を求めます。
事務局	【議題５に係る説明】
立川会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。
	質疑なし
立川会長	質疑が無いようですので、それでは、平成２９年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を認めることに、賛成の方の挙手を求めます。
	全員賛成
立川会長	全員賛成です。 これにより、平成２９年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託については、承認されました。 では、次の議題に移らせていただきます。 議題６「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」、事務局の説明を求めます。
事務局	【議題６に係る説明】
立川会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。
	質疑なし
立川会長	質疑が無いようですので、これで終了とさせていただきます。 それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。 以上で、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。
事務局	立川会長、ありがとうございました。 最後に、４「その他」ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。
高安委員	前回の会議で、各県の圏域に協議会の設置とありましたが、既に会議が行われていると思いますけど、どのような会議の内容であるかということと、今後の見通しについて説明していただきたい。
事務局	簡単に、再度「生活支援体制整備事業」について説明します。 平成２７年度に改正されました介護保険制度に基づく事業で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を、全ての市町村で整備することとなりました。この「地域包括ケアシステム」という大枠の中で、高齢者の方の生活支援ということについての取組み部分が「生活支援体制整備事業」となります。 地域の高齢者が困っていること、たとえば朝のごみ出しができないなど、近隣の方々のお手伝いで可能なことをどのように恒常的に行っていくか。など、地域で困っていることを、地域で解決できるようにすることです。

	市内に、「昭和・根形圏域体」、「長浦・蔵波圏域体」、「平岡・中川富岡圏域体」の3圏域体を設置し、それぞれ、各地区社会福祉協議会の代表2名、各地区民生委員代表2名、シニアクラブ連合会代表2名、ケアマネジャーネットワーク代表1名、袖ヶ浦市社会福祉協議会職員1名の合計8名で構成しており、平成28年2月に第1回、3月に第2回を開催したところでございます。 圏域体の構成員については、今後、会議を重ねる中で、必要であればいろいろな方に声掛けをしていきたいと思ひます。 今年度は、各圏域体ともに、奇数月に話し合いの場を予定しておりますので、年6回行う予定です。
高安委員	地域包括の一番の重要な所にさしかかってきていると思ひているが、3年前は町内会に丸投げするといったとんでもない話があったが、それは出来ないと思ひ前課長が断念したようなことを言っていましたけど、やり方は幾つかあると思うけども、一度協議会で通ってしまうと、もう終わったよといったことにならないようにしていただきたい。 繰り返して、提案するなり議題にするなり報告するなりしていただきたいと思ひます。
事務局	今年度につきましては、奇数月にそれぞれ開催する予定です。1圏域6回を3圏域で18回開催する予定です。そこから地域ごとに、様々な問題とか課題とか解決の糸口を見つけ出すために、いろいろな意見をいただく場にしたと思ひていますので、その内容につきましては、逐一ご報告させていただきたいと思ひています。
高安委員	社会福祉協議会のボランティアセンターにこの間行ってきましたが、芸能とか踊りとかでもって、地域包括が行うようなボランティアまでには、まだまだ至っていないようでした。
在原委員	ボランティア協議会の方々、今おっしゃっていたように踊りだとか歌とかの方々が多くて、活動としては、施設の慰問がメインとなっているようです。それだけでなく、今ご意見をいただいたような、助け合い・支えあいといった共助の部分についてもボランティアとして関わっていけるのかどうかについて、今後検討していきたいと思ひています。
高安委員	袖ヶ浦は全体的に見ても進んでいる所だと思ひています。東京都内のフォーラムでいろんなところから集まってくるのを見て、結局は袖ヶ浦は進んでいると思ひています。しかし、だからやらなくていいんだといったことにならないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
在原委員	地区社会福祉協議会も今は、高齢者サロンですとか以前から思えば、なかなか取り組めていなかった部分も出来てきている状況になってきていますので、地域の方の意見も聞きながらどういったことが出来るのか探していきたいと思ひています。

安藤委員	今回、介護保険法の改正案があったと思うんですけど、一つ期待していることがございまして、まだ案なんですけど介護医療院と称する施設を想定することが盛り込まれます。これは、平成30年4月施行予定となっていますけど、慢性的な介護や医療のニーズで、日常生活上の介護と一体的に提供するものであり、介護施設及び医療提供施設としての位置づけがあるようになっているんですが、私達一般の被保険者はこういったものを期待しています。今後、袖ヶ浦も地域包括も分かりますが、こういった事も盛り込まれていくのか、それとも独自のもので進んで行くものなののでしょうか。
事務局	市としても、改正法の動きは新聞やホームページ等で追うだけでありまして、今回は6年に1回の医療保険の改正と3年に1回の介護保険の改正が重なるといった事も含め、大きな動きがあるといったニュアンスだけは届いておりますが、今お話しいただいたような内容の詳細は掴んでおりませんが、今年度策定する介護保険事業計画を作る際に情報を出して、ご意見を伺いたいと思っております。
安藤委員	一般被保険者としては、施設もそうですけど、こういった医療についても響いてくるので、情報の提供が早いと、いろんな面で考えていけると思います。
事務局	他に質問や意見は、ございますか。 それでは、事務局より、今年度のスケジュールについてご連絡申し上げます。
	【今年度のスケジュールについて説明】
事務局	ただ今の説明に対し、質疑等はございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、介護保険運営協議会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

平成２９年度第１回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 平成２９年４月２１日（金）

午後３時００分

場 所 市役所旧館３階大会議室

次 第

１ 開 会

２ 辞令交付

３ 議題

- (1) 会長の選出について
- (2) 地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護事業）の
公募について
- (3) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の
公募について
- (4) 平成２８年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
業務の委託について
- (5) 平成２９年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
業務の委託について
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指
定について

４ その他

５ 閉 会

○袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則

（趣旨）

第１条 この規則は、袖ヶ浦市介護保険条例（平成１２年条例第２号）第１０条の５の規定に基づき、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第２条 委員の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第３条 協議会に会長及び副会長を置く。

２ 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４ 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２ 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（専門部会）

第５条 協議会は、必要に応じ、専門事項に関する調査研究をするため、専門部会を置くことができる。

２ 専門部会は、委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

（守秘義務）

第６条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第７条 協議会の庶務は、福祉部高齢者支援課において行う。

（平成２１規則１１・一部改正）

（委任）

第８条 この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年規則第１１号）抄

（施行期日）

１ この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

議題（２） 袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護事業）の公募について

本件につきましては、平成２８年度に公募を実施し、応募者がなかったため、再度公募を行うことについて報告するものであります。

【公募の趣旨】

本公募につきましては、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険計画」に基づく介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、小規模多機能型居宅介護を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

【公募の状況】

平成２８年度 応募事業者なし
（事前協議はあったものの本申請には至らず）

【事業の内容】

開設年度 平成２９年度
整備事業者数 １事業者
定員 ２５名以下
日常生活圏域 市内全域

【募集スケジュール】

募集要項配布期間 平成２９年４月２１日～５月３１日
質問受付期間 平成２９年４月２１日～５月８日
事前協議申出書受付期間 平成２９年５月１５日～５月３１日
応募書類受付期間 平成２９年６月２１日～７月５日

※公募内容は、次ページ以降の「袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者募集要項（小規模多機能型居宅介護事業）」をご参照ください。

平成29年度
袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者募集要項
(小規模多機能型居宅介護事業)

平成29年4月

袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課

【目次】

1	公募の趣旨	1
2	公募する地域密着型サービス事業の内容	1
3	応募事業者の資格	1
4	応募条件	2
5	募集及び選定スケジュール	3
6	申込方法	4
7	応募に当たっての留意点	7
8	禁止事項・欠格事項	8
9	質問及び回答	9
10	選定方法	9
11	補助金について	12
12	事前協議申出に係る提出書類一覧	14
13	応募申込に係る提出書類一覧	15
14	その他の書類一覧	16
※	別表	17

1 公募の趣旨

本市では、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

本公募につきましては、この計画に基づく介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、小規模多機能型居宅介護を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業の内容

開設年度	地域密着型サービスの種類	整備数	定員	日常生活圏域
平成29年度	小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	事業者数 1事業者	25名以下	市内全域

※ 日常生活圏域については、本要項の別表（17、18ページ）を参照してください。

※ 開設年度は平成29年度中ですが、事業所指定の関係から平成30年2月末までに竣工してください。

3 応募事業者の資格

応募事業者は、次の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 法人格を有し、現に介護保険サービス事業を運営している事業者であること。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- ③ 袖ヶ浦市が定める下記の基準を満たしていること。
 - ・袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）
 - ・袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第3号）

- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）
 - ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 4 号）
 - ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）
- ④ 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。
 - ⑤ 法人と代表者が、袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
 - ⑥ 法人の役員（就任予定者含む）等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
 - ⑦ 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。
 - ⑧ 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。
 - ⑨ その他、関係省令・解釈通知などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行うこと。

4 応募条件

(1) 事業所の確保

関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。

(2) 事業の開始

平成 30 年 3 月 31 日までに本市の指定を受け、事業を開始できること。

5 募集及び選定スケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。

都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

募集要項配布期間	平成 29 年 4 月 21 日（金）～ 平成 29 年 5 月 31 日（水）
質問の受付期間	平成 29 年 4 月 21 日（金）～ 平成 29 年 5 月 8 日（月）
事前協議申出書受付期間	平成 29 年 5 月 15 日（月）～ 平成 29 年 5 月 31 日（水）
応募書類受付期間	平成 29 年 6 月 21 日（水）～ 平成 29 年 7 月 5 日（水）
書類審査	～ 平成 29 年 7 月 18 日（火）
介護保険運営協議会（地域密着型サービス運営委員会）におけるプレゼンテーション及びヒアリング	平成 29 年 7 月 25 日（火）
事業者の決定	平成 29 年 7 月下旬
開設 3 ヶ月前	事業所指定に関する事前相談
開設 2 ヶ月前	事業所指定申請（介護保険法）
開設 1 ヶ月前	介護保険運営協議会（地域密着型サービス運営委員会）の開催 事業所指定

※ 受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとなります。

※ 事業所の指定にあたっては、介護保険運営協議会（地域密着型サービス運営委員会）による審査が必要となります。

6 申込方法

(1) 事前協議申出書の提出

本募集に応募を希望する事業者は、「事前協議申出に係る提出書類一覧」(14 ページ)を参照の上、代表者または施設長予定者が本課窓口を持参し提出してください。

① 受付期間

平成 29 年 5 月 15 日(月)から平成 29 年 5 月 31 日(水)まで(土・日・祝日は除きます)

午前 9 時から午後 4 時まで(時間厳守)

② 提出書類

・「事前協議申出に係る提出書類一覧」(14 ページ)を参照してください。

・提出書類に必要な様式類については、袖ヶ浦市介護保険課ホームページよりダウンロードしてください。

※ 添付書類については、原本の写しで差し支えありません。

③ 提出部数：14 部(正本 1 部、副本(コピー可) 13 部)

※副本については、正本の写しで差し支えありませんが、「建設計画予定地の写真」のみフルカラーの写しを副本に添付してください。

(2) 応募申込書の提出

「事前協議申出書」の提出を行った事業者は、「応募申込に係る提出書類一覧」(15～16 ページ)を参照の上、代表者または施設長予定者が本課窓口を持参し提出してください。

事前協議申出書を受理していない事業者からの応募申込書は、理由を問わず一切受け付けません。

① 受付期間

平成 29 年 6 月 21 日(水)から平成 29 年 7 月 5 日(水)まで(土・日・祝日は除きます)

午前 9 時から午後 4 時まで(時間厳守)

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

※応募する前に必ず事前相談をしてください。

② 提出場所及び問合せ先

事前協議申出書並びに応募申込書の提出場所及び問い合わせ先は次のとおりです。

<提出場所及び問い合わせ先>

袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 担当 北島、吉田

住所 袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1

電話 0438 (62) 3158

F A X 0438 (62) 3165

E メール sode73@city.sodegaura.chiba.jp

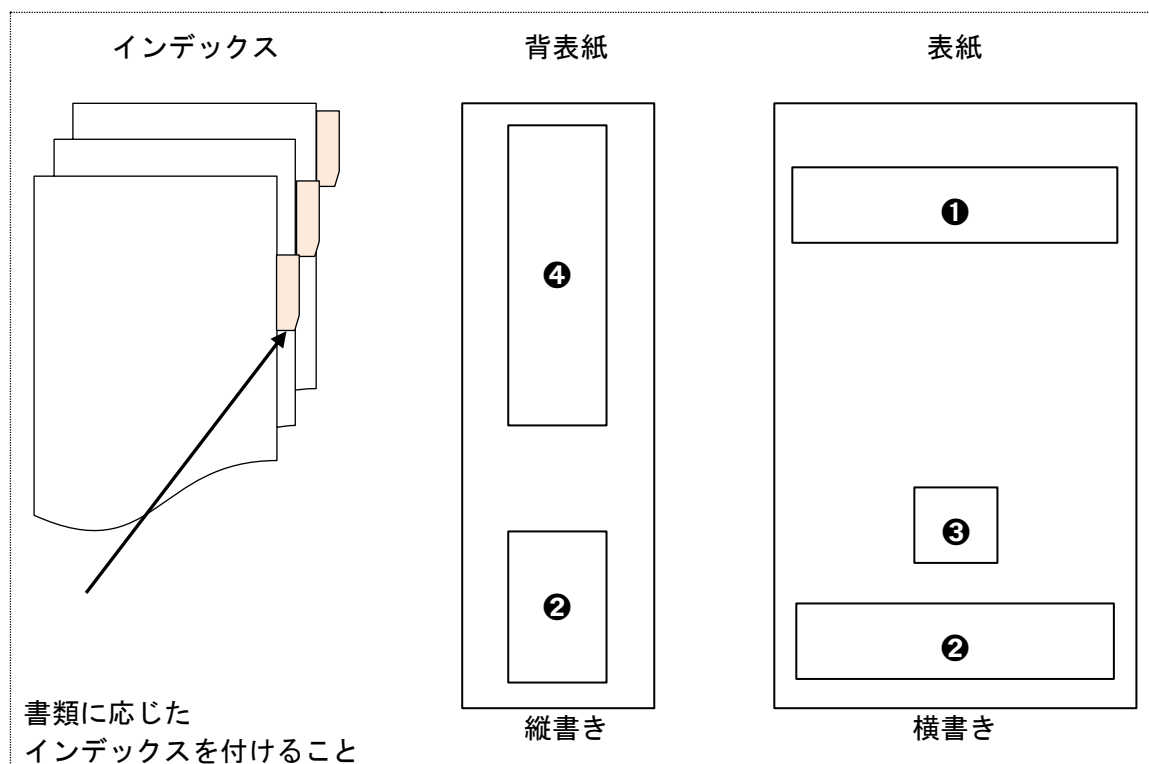
(2) 提出部数 : 20 部 (正本 1 部、副本 (コピー可) 19 部)

(3) 作成上の注意

- ① 直接持参し、提出してください。郵送・宅配業者等での提出方法は、受け付けません。
- ② 提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となります。注意してください。
- ③ 提出書類は、特段の定めがない限り原則として日本工業規格 A 4 型で作成してください。

④ 提出書類の体裁は、次のように整えてください。

- ・ 全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。
- ・ 項目ごとに文字表記のインデックスをつける。(番号のみ可)
- ・ 全体をバイnder等で綴り、表紙に、「平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者募集事前協議申出書」または「平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書」、正本又は副本の区分、整備事業者名の見出しを付け、背表紙には「平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者募集事前協議申出書」または「平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書」、整備事業者名の見出しを付けてください。
- ・ 提出書類はA 4サイズに統一し、図面でA 3サイズの場合はA 4サイズ折りしてください。



バイnder等に、次のとおり見出しをつけてください

- ①事前協議申出書：平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者募集事前協議申出書
 応募申込書：平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書
- ②事業者名
- ③正本又は副本の区分
- ④事前協議申出書：平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者募集事前協議申出書
 応募申込書：平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書

7 応募に当たっての留意点

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 平成 29 年 7 月 5 日（水）の締切日以降、事業者の都合による計画の変更や書類の差し替えは原則として認めません。市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。
この事を踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。
- (3) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (4) 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、袖ヶ浦市は責任を負いません。
- (5) 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として選定された後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- (6) 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は応募事業者の負担とします。
- (7) 提出された書類は添付資料等も含め、原則として返却しません。また、袖ヶ浦市情報公開条例の規定により、情報公開の対象となる可能性があります。
- (8) 他の応募者の計画の内容に関しての問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (9) 代表者、管理者、計画作成担当者、介護支援専門員等の要件を確認し、開設までに必須研修を修了した職員を配置できるようスケジュールに注意してください。
- (10) 市長は、選考された法人又は事業者において、この公募要項に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式 9）を提出してください。
- (12) 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。
- (13) 福祉部、担当課、その他関連する部署へのご挨拶は一切お断りします。

8 禁止事項・欠格事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、法人に応募資格がないと認めた場合。
- ② 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の審査前に、協議会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合。
- ③ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合。
- ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選考を取り消します。

- ① 事業開設に係る関係省令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると市が判断した場合。
- ② 本公募要項の要件に適合しない変更等を、市の承諾なく行った場合。
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市が認める場合。

9 質問及び回答

(1) 受付期間及び受付方法

本募集要項等に関して質問がある場合は、平成 29 年 4 月 21 日（金）から平成 29 年 5 月 8 日（月）午後 4 時までに F A X 又は E メールにより受付けます。これ以外の方法（電話、口頭等）での質問は受付けません。

(2) 質問票の記載について

- ① 質問票（様式 10）に要旨を簡潔にまとめ、質問票 1 枚に 1 件の質問としてください。
- ② 質問票到着後、質問の内容に関し確認させていただく場合がありますので、質問票の控えを保管しておいてください。

＜送付先＞

袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 担当 北島、吉田 宛て

F A X 0438 (62) 3165

E メール sode73@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 質問に対する回答

受付期間中に受付けた質問については回答書を作成し、平成 29 年 5 月 12 日（金）までに、袖ヶ浦市介護保険課ホームページに掲載いたします。

10 選定方法

(1) 運営事業者の決定方法

- ① 運営事業者の決定は、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」で審査選考し、同運営協議会の意見等を踏まえて、市長が決定します。
- ② 審査は、書類審査、現場調査、事業者のプレゼンテーション（提案）及びヒアリング（質疑・応答）により行い、総合的に評価・審査します。

プレゼンテーション及びヒアリングは、本事業に関する考え方や特色などについて、プレゼンテーションしていただいた後に、その内容についてヒアリングを行います。

このプレゼンテーションは、応募申込時に提出していただいた書類を資料とし、口頭による説明を基本としますが、当日会場で必要に応じて簡単な書類等を配布することは可能です。

(2) 審査の項目

次に掲げる選定基準等に照らし、総合的に審査します。

① 運営理念及び基本方針【満点 20 点】

・本公募に応募した理由

本公募に応募した理由、動機などについて望ましいものと認められるか。

・地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針

地域密着型サービスに必要な法令・制度の目的を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。

・サービスの質の向上に対する考え方・取組み

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するための基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

・利用者に対する考え方・取組み

利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、苦情・相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

② 事業内容の具体性【満点 20 点】

・事業スケジュール

事業スケジュールに必要な手続きが盛り込まれ、適正なスケジュールと認められるか。

・事業所の確保状況及び立地状況

事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれるか。事業所の立地状況は交通アクセスや医療機関など地域環境を考慮しているか。

③ 財源の確保・採算性についての考え方【満点 10 点】

・事業所整備の資金計画及び資金の確保は認められるか。

・事業の計画に基づいた収支計画は安定かつ継続的な運営が見込めるか。

④ 安全・安心への対策【満点 10 点】

・地震等災害発生時における避難場所・避難経路等の確保及び入所搬送について具体的な対策が図られることが認められるか。

・防犯体制が図られることが認められるか。

⑤ 人材の確保・育成への対策【満点 10 点】

- ・ 人材確保に対する取組みは期待できるか。
- ・ 職員の育成・接遇に関する取組みは期待できるか。

⑥ 地域住民の理解・支援の状況【満点 10 点】

- ・ 事業所予定地に隣接する土地の地権者の同意を得ていると認められるか。
- ・ 運営推進会議の設置に対する取組みは期待できるか。

⑦ 地域等との連携【満点 20 点】

- ・ 地域との連携の考え方と取組みは期待できるか。
- ・ 協力医療機関・他の高齢者施設等との連携体制が図られることが認められるか。
- ・ 介護と看護の連携体制が図られることが認められるか。
- ・ 地域包括支援センター、市内介護サービス事業者との連携・協力について見込みがあると認められるか。

(3) 採点方法

満点は 100 点です。

袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員 1 人 1 人による採点を行います。

なお、採点の結果、合計点数が、「出席委員数×100 点（満点）×60%」に満たない場合は、提案事業者が 1 者であったとしても、選定事業者なしとします。

(4) 審査結果の通知

すべての応募事業者に文書で通知します。選考経過についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

＜注意＞ この決定は、指定を確定したものではありません。事業所の指定には、事業所開設前に指定申請書の提出が必要であり、指定事務に係る審査において、指定基準・運営基準等に該当しない場合は、指定をしません。

(5) 審査結果の公表

決定した運営事業者名及び事業の内容は、市のホームページで公表します。(応募者の申請内容については、公表いたしません。)

11 補助金について

施設整備に係る補助金には、千葉県の「介護施設等整備事業交付金」を財源として、市が交付する介護施設等整備事業補助金があります。ただし、この補助金は、県予算の範囲内で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、県で不採択となった場合交付できません。

なお、袖ヶ浦市では、これらの補助金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、補助を希望する事業者につきましては資金計画の策定にあたりご承知おきください。

〈参考〉

下記の補助金の単価は、平成29年度の単価です。

◎地域密着型サービス等整備事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	1施設につき 32,000千円	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

◎介護施設等の施設開設準備経費等支援事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	定員数 1人につき 621 千円	特別養護老人ホーム等の円滑な開所の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の6ヶ月間が上限となります。

12 事前協議申出に係る提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	小規模多機能型居宅介護事業者の応募に関する事前協議申出書	様式 1
2	事業概要調書	様式 2
3	定款（写し） 最新のもの	任意様式
4	法人登記の履歴事項全部証明書 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの	—
5	建設予定地の写真 現況、排水先、接続する道路等がわかる写真	—
6	計画図面に関するもの ①位置図（縮尺 1/10,000 程度） ②周辺図（縮尺 1/1,500 程度） ③公図（写し） 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもので、敷地を太線で囲い、敷地及び隣接地には地権者名を記入すること ④敷地求積図 ⑤現況図 ⑥土地利用計画図 敷地の利用計画、及び建物の配置のわかるもの ⑦給排水計画図	—
7	土地登記事項証明 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの	—
8	開設までのスケジュール ・開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程等を時系列に記載したもの	任意様式
9	事業所（予定地）の写真 ・事業所（予定地）の状況がわかるもの ・外観及び内部の現況写真（既設のみ）	—
10	事業所の案内図・配置図・平面図等 ①案内図（縮尺 1/10,000 程度） ②配置図 ③平面図	—
11	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ・登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等	—

13 応募申込に係る提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書	様式 3
2	応募に係る誓約書	様式 4
3	定款（写し） ・最新のもの	任意様式
4	法人登記の履歴事項全部証明書 ・応募申込日前 3 ヶ月以内に発行された最新のもののもの	—
5	法人事業概要（パンフレット等）	任意様式
6	当該申請に係る資産の状況 ・直近 2 年分の決算書類（収支予算書、賃借対照表、損益計算書、財産目録） ・賃貸借契約書（賃借物件の場合のみ）	任意様式
7	開設提案書	様式 5
8	役員名簿	様式 6
9	事業概要調書	様式 2
10	実施予定事業の定員・従業者等の計画	様式 7
11	開設までのスケジュール ・開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程等を 時系列に記載したもの	任意様式
12	事業所（予定地）の写真 ・事業所（予定地）の状況がわかるもの ・外観及び内部の現況写真（既設のみ）	—
13	事業所の案内図・配置図・平面図等 ①案内図（縮尺 1/10,000 程度） ②配置図 ③平面図 ④その他：実施地域（予定）を記載した図面	—
14	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ・登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等	
15	検査済証の写し ・建築基準法及び消防法上の検査済証の写し（既設のみ）	
16	事業計画書 ・事業計画書（事業開始から 3 年間の利用者の見込み） ※当初から 100%の稼働率を目指すのではなく、職員の習熟度などを勘案し、 計画的な利用者数見込みとしてください。	任意様式

17	資金計画書 ・ 資金需要(事業費、借入金返済、運転資金等) ・ 資金調達(自己資金、借入金等) ・ 借入金返済計画	任意様式
18	収支予算書 ・ 事業開始から3年間の収支見込(介護報酬等は現行制度によります。) ※当該赤字の場合は黒字に転換するまで作成してください。	任意様式
19	その他の必要な書類 ・ 現在運営している施設等のパンフレット	—
20	原本証明書	様式 8

提出書類は、原則としてA4サイズで作成してください。(図面についてはA3サイズ可)

14 その他の書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	応募辞退届	様式 9
2	質問票	様式 10

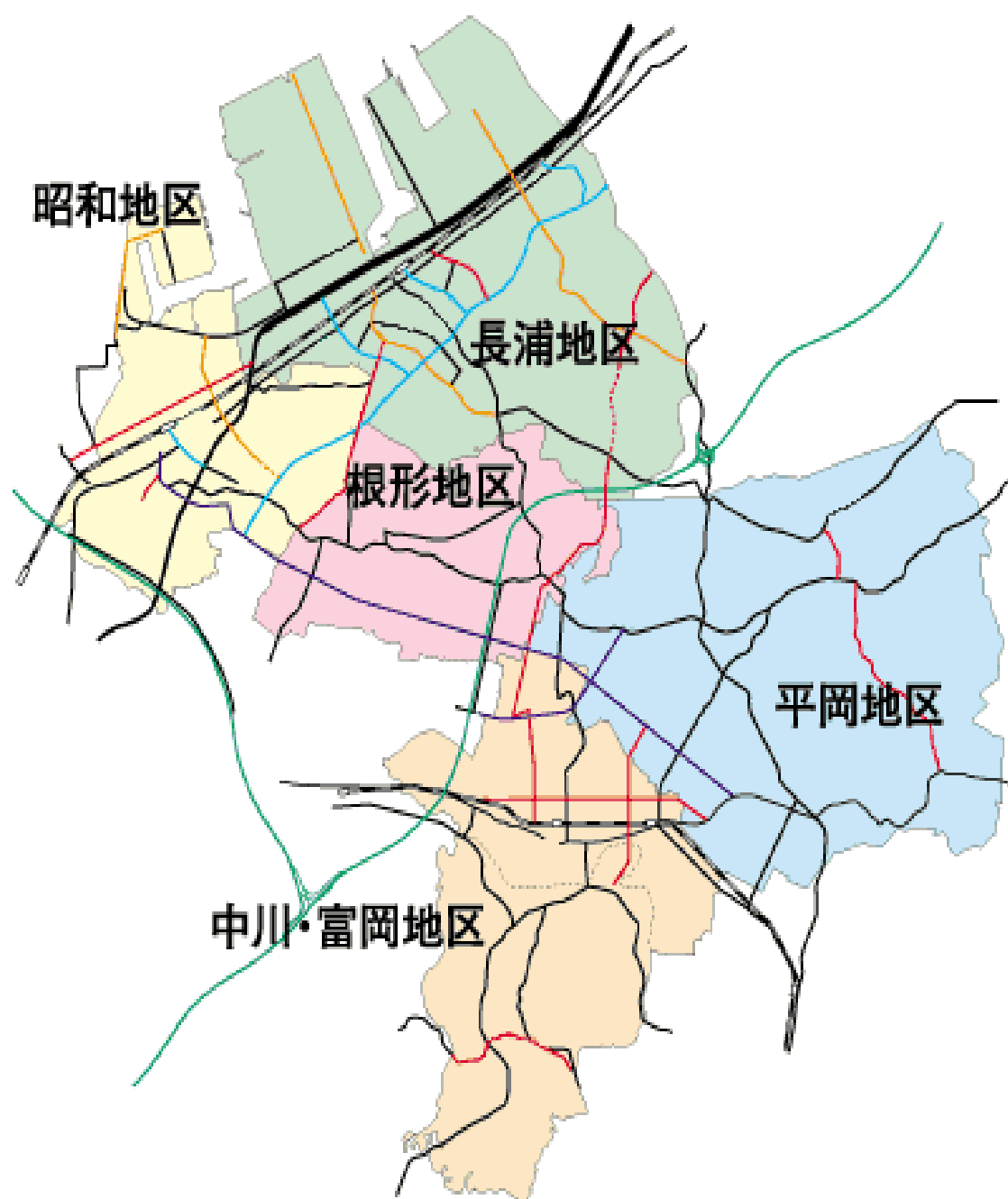
※ 別表

●日常生活圏域の区分

圏域名	住 所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪 1 丁目～2 丁目、福王台 1 丁目～4 丁目、 神納、神納 1 丁目～2 丁目、南袖
長浦地区	今井、今井 1 丁目～3 丁目、蔵波、蔵波台 1 丁目～7 丁目、長浦、 長浦駅前 1 丁目～8 丁目、久保田、久保田 1 丁目～2 丁目、代宿、久保田代宿 入会地、椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、 永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真理錯綜、 下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、 吉野田、玉野、上宮田、下宮田

※市内全域＝全区域

<図 袖ヶ浦市の日常生活圏域>



小規模多機能型居宅介護事業者の応募に関する事前協議申出書

平成 年 月 日

(あて先)
袖ヶ浦市長

法人所在地

法人名

代表者氏名

印

電話番号

平成 29 年度袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者募集要項の趣旨を了承の上、下記により事前協議を申し出ます。なお、期限までに平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書の提出ができない場合、本事前協議を取り下げます。

記

- 1 添付書類 別紙のとおり
- 2 提出部数 正本 1 部、副本（写し） 13 部
- 3 応募する地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護

事業所の所在地	〒 —			
担当者	(ふりがな)		所属	
	氏名		役職	
連絡先	電話			
	F A X			
	E-Mail			

事業概要調書

法人	法人名				
	法人所在地				
	法人種別	☐ 社会福祉法人 ☐ 医療法人 ☐ NPO法人 ☐ 株式会社・有限会社 ☐ その他（ ）			
実施事業		☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 介護予防小規模多機能型居宅介護			
事業所名（仮称）					
予 事 定 業 地 所	事業所 予定地	〒			
	敷地面積	m ²		建ぺい率	%
	土地権利	☐ 所有 ☐ 賃借（ 年）		抵 当 権	☐ あり ☐ なし
建 物 概 要	建築面積	m ²		延床面積	m ²
	構 造			階 数	地上 階、地下 階
	建物権利	☐ 所有 ☐ 賃借（ 年）		抵 当 権	☐ あり ☐ なし
	併設施設	☐ あり（ ） ☐ なし			
	整備費補助	☐ 希望する ☐ 希望しない		地元説明会 予 定	平成 年 月 日
	着工予定	平成 年 月 日		竣工予定	平成 年 月 日
	開設予定	平成 年 月 日			
事 業 費 お よ び 財 源	区分	事業費（千円）	財源内訳（千円）		
			借入金	補助金	自己負担
	建築・設備				
	用地取得				
	建物取得				
	運転資金				
	合 計				
整備を計画した 目 的 ・ 理 由					

※該当する事項に☑をつけてください。

※併設施設（事業）がある場合には、その事業費および財源についても別途作成してください。

小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書

平成 年 月 日

(あて先)
袖ヶ浦市長

法人所在地

法人名

代表者氏名

⑤

電話番号

平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者の公募について、別紙関係書類を添えて応募いたします。

記

- 1 添付書類 別紙のとおり
- 2 提出部数 正本 1 部、副本（写し） 19 部
- 3 連絡先等

担当者	(ふりがな)		所属	
	氏名		役職	
連絡先	住所			
	電話			
	F A X			
	E-Mail			

応募に係る誓約書

平成 年 月 日

(あて先)
袖ヶ浦市長

法人所在地

法人名

代表者氏名

⑨

下記の事項に関し、事実と相違ないことを誓約し、相違があった場合には市による選定の取り消しを受けても異議申し立ては行いません。

記

- 1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 4 項各号、第 86 条第 2 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しない者であること。
- 2 誓約日において、法人及び代表者が袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- 3 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがない者であること。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者であること。
- 4 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- 5 法人の役員（就任予定者含む）等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

開設提案書

法人名	
-----	--

1 運営理念及び基本方針
(1) 本公募に応募した理由
(2) 地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針
(3) サービスの質の向上に対する考え方・取組み (利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するための基本的な考え方や具体的な取組み)
(4) 利用者に対する考え方・取組み (利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、苦情、相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組み)

2 事業内容の具体性

(1) 事業スケジュール

(2) 事業所の確保状況及び立地状況

3 財源の確保・採算性についての考え方

(1) 財源の確保について

(2) 採算性について

4 安全・安心への対策

(1) 地震等災害発生時における避難場所・避難経路等の確保及び入所者搬送について

(2) 防犯体制について

5 人材の確保・育成への対策

(1) 人材確保に対する取組み

(2) 職員の育成・接遇に関する取組み

6 地域住民の理解・支援の状況
(1) 隣接住民への説明及び同意について
(2) 運営推進会議の設置に対する取組み
7 地域等との連携
(1) 地域との連携の考え方と取組みについて
(2) 協力医療機関・他の高齢者施設等との連携方法
(3) 介護と看護の連携体制について
(4) 地域包括支援センター、市内介護サービス事業者との連携・協力について

(注) 1 開設提案書の様式は、A 4 縦版横書きとして記入すること。様式が同じであれば、この用紙による必要もなく、ページ数の制限もしない。

(注) 2 参考資料の添付は可。ただし、必ず開設提案書の該当項目に内容を記入したうえで、「別添〇」及び書類名を明記すること。

役員名簿

法人名			
役職	ふりがな 氏 名	年齢	現在の職業 (勤務先)

※当該法人の役員及び事業所を管理する者について記入してください。

実施予定事業の定員・従業者等の計画

実施予定事業	□小規模多機能型居宅介護		□介護予防小規模多機能型居宅介護		
登録定員	人	通いサービスの 利用定員	人	宿泊サービスの 利用定員	人

従業者の職種・員数	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常 勤（人）						
非常勤（人）						
従業者計（人）						

建 物 構 造 概 要					
居間および食 堂の合計面積	m ²	個室以外の宿 泊室の合計面 積	m ²	宿泊サービスの 利用定員から個 室の定員数を減 じた数	人

宿泊室数	個室	室	個室以外の宿泊室	室
営業日	3 6 5 日（無休）			
営業時間	通いサービス：			
	宿泊サービス：			
介護保険の利 用者 1 割または 2 割負担を除く 利用者負担	項 目		費 用 額	
	食費			
	宿泊費			
	その他 （ ）			
	その他 （ ）			
	その他 （ ）			

原本証明書

（小規模多機能型居宅介護事業者の応募に関する事前協議申出書・小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書）に添付した書類は、全て原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

法人名

代表者氏名

⑩

応募辞退届

平成 年 月 日

(あて先)
袖ヶ浦市長

法人所在地

法人名

代表者氏名

⑤

電話番号

平成 29 年度小規模多機能型居宅介護事業者の公募に係る応募を下記の理由により辞退しますので、届け出ます。

記

(辞退理由)

質問票

袖ヶ浦市 介護保険課 行

送信日		平成 年 月 日 ()
送信元	法人名	
	担当者	
	所在地	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E - M a i l	
質問事項 (内容は簡潔にお願いします。)		

※1 質問は、F A Xまたは電子メールにより平成 29 年 5 月 8 日(月)午後 4 時まで受付けいたします。

※2 回答は、5 月 12 日(金)までに、介護保険課ホームページにて掲載いたします。個別に回答が必要な項目に関しましては、電話にてご連絡いたします。

袖ヶ浦市福祉部介護保険課 管理班 担当 北島、吉田

F A X : 0 4 3 8 (6 2) 3 1 6 5

E - m a i l sode73@city.sodegaura.chiba.jp

議題（３） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の公募について

本件につきましては、平成２７年度及び平成２８年度に公募を実施し、事業者を選定できなかったため、再度公募を行うことについて報告するものであります。

【公募の趣旨】

本市では、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険計画」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めており、市内において特別養護老人ホームを整備し、運営を行う事業者を募集するものです。

【公募の状況】

平成２７年度	応募事業者なし（２回実施）
平成２８年度	応募事業者あり
	→１事業者を選定
	→辞退の申し出により選定取り消し

【事業の内容】

開設年度	平成３１年度
整備事業者数	１事業者
定員	８０人

【募集スケジュール】

募集要項配布期間	平成２９年５月１日～６月２０日
質問受付期間	平成２９年５月１日～５月１８日
事前協議申出書受付期間	平成２９年６月１日～６月２０日
応募書類受付期間	平成２９年７月１０日～７月２８日

※公募内容は、次ページ以降の「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者募集要項」をご参照ください。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

整備・運営事業者

募集要項

平成 29 年 5 月

袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課

【目次】

1	公募の趣旨	1
2	公募施設等の概要	1
3	応募事業者の資格	2
4	建設用地	2
5	建物・設備	3
6	運営条件	4
7	整備年度	4
8	施設整備資金	4
9	公募手続の流れ	5
10	応募に当たっての留意点	7
11	審査（評価）方法	8
12	質問等の受付	8
13	スケジュール	9
14	事前協議申出に係る提出書類一覧	10
15	公募申込に係る提出書類一覧	11
16	その他の提出書類一覧	12

1 公募の趣旨

本市では、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。本公募は、公平性・透明性を確保しつつ、市内において老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第26項に規定する介護老人福祉施設）を整備し、平成30年度から運営を行う事業者を募集するものです。

2 公募施設等の概要

(1) 施設整備予定地域

施設整備予定地域	備考
市内全域	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の施設整備に際し、土地利用に関する法令等で、建設用地として問題がないか事前に確認すること。

(2) 施設の概要

種類	条件	定員等
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	1施設 創設	定員80人 ユニット型を基本とする(*1)

(*1) ユニット型と従来型多床室の併設も可能ですが、ユニット型と従来型多床室がそれぞれ30床以上であることが必要となります。また、利用者ニーズの変化に対応するため、従来型多床室部分については、将来ユニット型への改修に配慮した設計に努めてください。

(3) 併設するサービス（事業者による任意整備）

種類	条件	サービス提供圏域
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	創設する際に併設すること 一体型(*1)、連携型(*2)のどちらでも可	市内全域
老人短期入所施設	創設する際に併設すること	定員：任意 ユニット型とする

(*1) 一体型：訪問介護と訪問介護を同一事業所で提供

(*2) 連携型：訪問看護を他事業所と連携して提供

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設する場合、選定にあたっては評価する際に加点が行われます。

老人短期入所施設を併設する場合、選定にあたっては加点はありませんが評価対象となります。

3 応募事業者の資格

応募事業者は、次の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人であること、または、新たに社会福祉法人の設立を予定している者で、施設整備に着手するまでに設立登記が完了できる者であること。
- ② 指定介護老人福祉施設の事業者として、介護保険法第 86 条第 2 項各号に該当しないこと。併せて、指定地域密着型サービス事業者として、第 78 条の 2 第 4 項及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと。
- ③ 法人と代表者(就任予定者含む)が、袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- ④ 法人の役員(就任予定者含む)等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑤ 社会福祉法人は、県の指導監査における指摘事項が改善済み、または法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。
- ⑥ 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- ⑦ 応募法人(運営法人)自らが開設し、指定を受けるものであること。

4 建設用地

- (1) 建設用地については、原則として社会福祉法人の所有、または取得が確実に見込まれること。ただし、次に定める要件を満たす場合に限り、民間から建設用地の貸与を受けることができる。
 - ① 貸与を受ける土地には、あらかじめ抵当権等の権利が設定されていないこと。
 - ② 特別養護老人ホーム等を経営する事業の存続に必要な相当長期間(50 年以上)の地上権または賃借権を設定し、かつこれを登記すること。
 - ③ 賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性等から、極力低額であることが望ましい。また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。なお、社会福祉法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくありません。
- (2) 都市計画法、農地法、文化財保護法などの利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを事業者において必ず関係機関で確認・把握したうえで用地を選定すること。また、開発行為等の許認可が確実に得られる用地であること。
- (3) 原則として道路法又は建築基準に基づく道路で、建設用地から県道や国道等の幹線道路等に至るまでの路線において幅員 6 m 以上を有する道路に接しているものとする。
ただし、幅員 6 m を下回る場合にあって、緊急車両等が容易に通行できる幅員が確保され、かつ、関係機関等との協議済の場合は、この限りでない。
- (4) 新たに建設用地を購入する場合、応募書類提出段階で、応募者が購入等により土地を確保

する必要はありません。ただし、審査時は土地の売買確約書等により、建設用地が確保されていることを確認します。

- (5) 法人所有地の場合でも、福祉医療機構以外の者を権利者とする抵当権（根抵当権を含む。）が設定されている場合、抵当権の抹消を条件とします。

5 建物・設備

- (1) 建物は施設を整備する社会福祉法人の所有とすること。
- (2) 施設の建設計画は、都市計画法、建築基準法、消防法、千葉県福祉のまちづくり条例（平成 8 年千葉県条例第 1 号）、袖ヶ浦市景観条例（平成 25 年袖ヶ浦市条例第 35 号）、その他の関係法令を遵守するとともに、千葉県が発行する最新の「老人福祉施設建設の手引き」に従ったものであること。
- (3) 千葉県条例で定める下記の基準を満たしていること。
- ① 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 67 号）
 - ② 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 70 号）
 - ③ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年千葉県規則第 31 号）
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設する際は、下記の基準を満たしていること。
- ① 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年袖ヶ浦市条例第 5 号）
 - ② 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年袖ヶ浦市規則第 3 号）
- (5) 周辺の環境に合った外観に配慮すること。
- (6) 隣接住民の日照権等に十分な配慮をすること。
- (7) 地元住民等関係者の理解が得られるよう、十分な説明を行うこと。特に、地元自治会及び隣接住民（地権者）に関しては、経過に係る自治会・近隣等への説明会を実施し、調書（様式 10～12）を作成すること。また、排水路の水利権者に関しては、事前に建設についての同意の取得が必要となります。なお、今回の応募に際して地域へ説明を行う場合は、「袖ヶ浦市の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料等に記載するなど、地域住民の誤解を招かないように十分注意すること。
- (8) 地域交流スペース、防災倉庫等、地域での福祉向上に役立つものの提案に努めてください。

6 運営条件

- (1) 介護保険法に基づく介護老人福祉施設としての指定基準を満たし、開設日までに千葉県からの事業指定を受けること。併せて、袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業としての指定基準を満たし、開設日までに本市からの事業指定を受けること。
- (2) 利用者の個人としての尊厳に十分な配慮をするとともに、利用者の意向に添った安定した質の高いサービスを提供すること。
- (3) 明るく清潔で、市民に親しみやすく、地域に開かれた施設になるように配慮すること。
- (4) 施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費については、「袖ヶ浦市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業」を実施すること。
- (5) 入所者の決定に当たっては、「千葉県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」に従うこと。

7 整備年度

平成30年度に本体工事を着工し、平成31年度中に事業を開始（老人福祉法の規定による認可、及び介護保険法の規定に基づく指定等）すること。

8 施設整備資金

(1) 整備資金について

建設時の資金、施設開所後の運転資金（年間事業費の12分の3相当）等について、実効性のある資金計画を立ててください。また、原則寄付金等の自己資金が確保された余裕のある計画としてください。

(2) 施設整備に対する補助金について

平成29年度は、千葉県から予算の範囲内で補助金が交付される（費用助成）予定となっていますが、平成31年度の整備に係る補助については現時点で未定です。また、市では、この千葉県の補助の有無にかかわらず、市単独補助はありません。

従いまして、資金計画に当たっては、自己資金（借入金を含む）のみで作成願います。

(3) 施設整備の融資制度について

独立行政法人福祉医療機構（<http://hp.wam.go.jp/>）にお問い合わせください。

※ 福祉医療機構からの融資については、昨今の建築費高騰や、介護報酬引き下げにより財務状況や資金計画などの確認事項が多くなっていますので、融資相談を実施し、必要な調整を行い一定の了解を得た上で、応募してください。

9 公募手続の流れ

(1) 事前協議申出書の提出

本募集に応募を希望する事業者は、「事前協議申出に係る提出書類一覧」(10 ページ)を参照の上、代表者または施設長予定者が本課窓口を持参し提出してください。

① 受付期間

平成 29 年 6 月 1 日(木)から平成 29 年 6 月 20 日(火)まで

午前 9 時から午後 4 時まで(日時厳守。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

※ 郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

- ・ 「事前協議申出に係る提出書類一覧」(10 ページ)を参照してください。
- ・ 提出書類に必要な様式類については、袖ヶ浦市介護保険課ホームページよりダウンロードしてください。

※ 添付書類については、原本の写しで差し支えありません。

③ 提出部数 14 部(正本 1 部、副本 13 部)

※ 副本については、正本の写しで差し支えありませんが、「建設計画予定地の写真」のみフルカラーの写しを副本に添付して下さい。

(2) 公募申込書の提出

「事前協議申出書」の提出を行った事業者は、「公募申込に係る提出書類一覧」(11~12 ページ)を参照の上、代表者または施設長予定者が本課窓口を持参し提出してください。

事前協議申出書を受理していない事業者からの公募申込書は、理由を問わず一切受け付けません。

① 受付期間

平成 29 年 7 月 10 日(月)から平成 29 年 7 月 18 日(火)まで

午前 9 時から午後 4 時まで(日時厳守。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

※ 郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

- ・ 「公募申込に係る提出書類一覧」(11~12 ページ)を参照してください。
- ・ 提出書類に必要な様式類については、袖ヶ浦市高齢者支援課ホームページよりダウンロードしてください。

③ 提出部数 14 部(正本 1 部、副本 13 部)

※ 副本については、正本の写しで差し支えありませんが、「建設計画予定地の写真」のみフルカラーの写しを副本に添付して下さい。

(3) 提出場所及び問い合わせ先

事前協議申出書並びに公募申込書の提出場所及び問い合わせ先は次のとおりです。

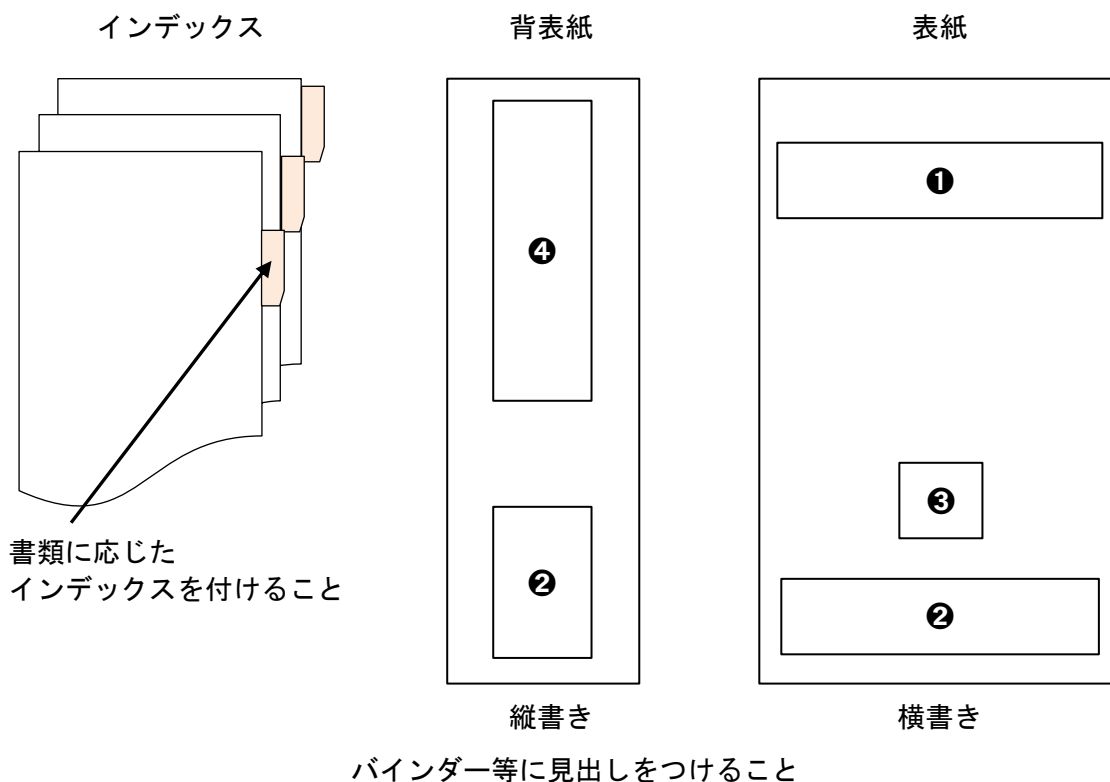
袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班(袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1)

担当 北島・吉田 電話 0438(62)3158

(4) 書類の体裁について

書類の体裁は、次のように整えてください。

- ① 全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。
- ② 項目ごとに文字表記のインデックスをつける。(番号のみ可)
- ③ 全体をバインダー等で綴り、表紙に、「平成 29 年度介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者募集事前協議申出書」または「平成 29 年度介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者公募申込書」、正本又は副本の区分、整備事業者名の見出しを付け、背表紙には、「平成 29 年度介護老人福祉施設整備・運営事業者募集事前協議申出書」または「平成 29 年度介護老人福祉施設整備・運営事業者公募申込書」、整備事業者名の見出しを付けてください。
- ④ 提出書類は A 4 サイズに統一し、図面で A 3 サイズのものは A 4 サイズ折りしてください。



①事前協議申出書：平成 29 年度介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者募集事前協議申出書

公募申込書：平成 29 年度介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者公募申込書

②整備事業者名

③正本又は副本の区分

④事前協議申出書：平成 29 年度介護老人福祉施設整備・運営事業者募集事前協議申出書

公募申込書：平成 29 年度介護老人福祉施設整備・運営事業者公募申込書

10 応募に当たっての留意点

- (1) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (2) 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、応募締め切り後の応募書類の修正・追加はできません。(ただし、本市からの指示により行う場合を除きます。)
- (3) 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (4) 他の応募者の計画の内容についての問い合わせについては、一切応じません。
- (5) 本応募における用地(建物)権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、袖ヶ浦市はその責任を負いません。
- (6) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届(様式 16)を提出してください。
- (7) 事業者の評価後の協議において、下記の①～⑤に該当するなど、事業計画が成り立たないことや、重大な不備等が判明した場合には、決定を取り消す場合があります。
 - ① 必要な許認可が取得できないこと
 - ② 資金計画の大幅な変更
 - ③ 事業計画の変更(施設定員、計画地の変更、本要項の要件に適合しない変更等)
 - ④ 新規法人においては、評価後の理事長予定者の変更又は、役員予定者の大幅(5割以上)な変更
 - ⑤ その他(事業執行上の支障発生時)
- (8) 計画予定地が当該施設建設にあたり支障がないかどうか、事前に市関係各課に必ず確認してください。
- (9) 市の審査を通過した場合でも、必ずしも千葉県において特別養護老人ホーム整備事業者の指定申請が認められるものではありません。その場合、市はいかなる責任も負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (10) 申込書提出後に、袖ヶ浦市職員が現地調査を行いますので、市職員が計画地に立ち入ることについて予め土地所有者の同意を得ておいて下さい。(現所有者が公募申込者以外である場合に限ります。)
- (11) 福祉部、担当課、その他関連する部署への御挨拶は一切お断りします。

11 審査（評価）方法

第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に評価し、整備事業者を決定します。

(1) 第一次審査

応募した法人から提出された事前協議申出書類及び公募申込書類に基づき、書類審査及び現地調査等を行います。

(2) 第二次審査

① 法人の代表者等から施設の運営方針等についてヒアリング等を行い、事業に対する考え方を総合的に評価する審査を行います。

② ヒアリングは1応募者あたり30分を予定しておりますが、その日程については応募者に改めてご連絡致します。ヒアリングの際は、実際運営する法人の方（法人代表者、施設長就任予定者が望ましい）並びに設計監理会社若しくは設計監理者が出席してください（4名以内でお願いします）。

(3) 評価結果

結果については応募のあった応募者に文書で通知します。評価結果についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

(4) 事業者の公表

応募状況・評価結果は、袖ヶ浦市高齢者福祉課ホームページで公表します。（応募者の申請内容については、公表いたしません。）

(5) 審査の結果、事業予定者該当なしとする場合があります。

12 質問等の受付

(1) 受付期間及び受付方法

本募集要項等に関して質問がある場合は、平成29年5月1日（月）から平成29年5月18日（木）午後4時までにFAX又はEメールにより受け付けます。これ以外の方法（電話、口頭等）での質問は受け付けません。

(2) 質問票の記載について

① 質問票（様式17）に要旨を簡潔にまとめ、質問票1枚に1件の質問としてください。

② 質問票到着後、質問の内容に関し確認させていただく場合がありますので、質問票の控えを保管しておいてください。

＜送付先＞

袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 担当 北島 宛て

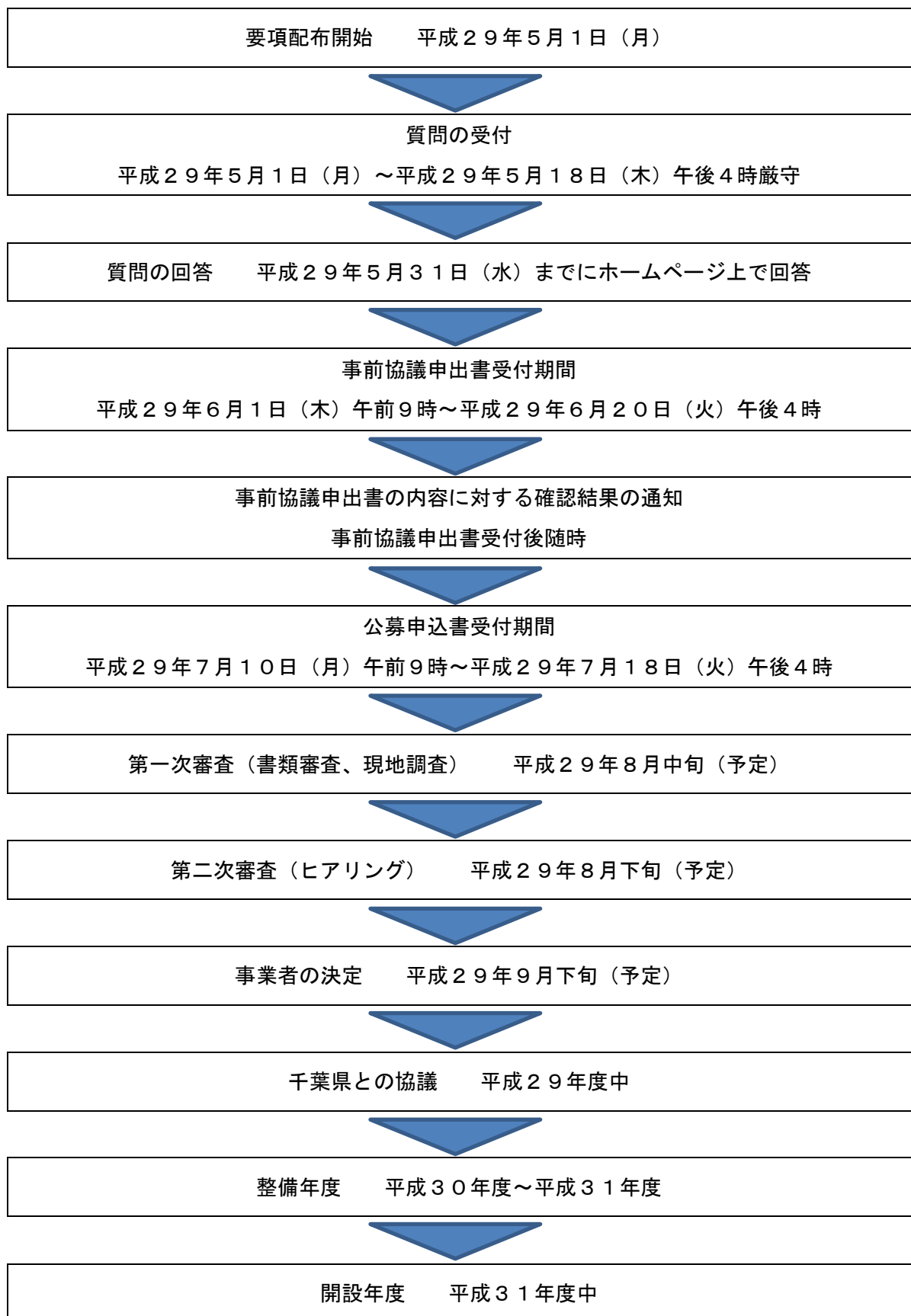
FAX 0438（62）3165

Eメール sode73@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 質問に対する回答

受付期間中に受付けた質問については回答書を作成し、平成29年5月31日（水）までに、袖ヶ浦市高齢者支援課ホームページで掲載いたします。

13 スケジュール



14 事前協議申出に係る提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備運営事業の公募に関する事前協議申出書	様式 1
2	事業概要調書 【新規に法人を設立する場合には、設立準備委員会の役員等の名で作成】	様式 2
3	定款（写し） 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの 【新規に法人を設立する場合には、定款（案）】	
4	法人登記簿謄本【既設法人のみ】 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの	
5	事業工程表 開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等にかかる日程等を時系列に記載したもの	
6	建設計画予定地の写真 現況、排水先、接続する道路等がわかる写真	
7	計画図面に関するもの ①位置図（縮尺 1/10,000 程度） ②周辺図（縮尺 1/1,500 程度） ③公図（写し） 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもので、敷地を太線で囲い、敷地及び隣接地には地権者名を記入すること ④敷地求積図 ⑤現況図 ⑥土地利用計画図 敷地の利用計画、及び建物の配置のわかるもの ⑦給排水計画図	
8	土地登記事項証明書 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの	
9	埋蔵文化財の有無に関する証明書	
10	建物に関するもの【※可能であれば】 ①建物平面図（各階） ②立面図（各方位）	
11	原本証明書 添付した書類が原本であると誓約した書面	様式 15

15 公募申込に係る提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備運営事業公募申込書	様式 3
2	応募に係る誓約書	様式 4
3	開設提案書	様式 5
4	定款（写し） 公募申込書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの 【新規に法人を設立する場合には、定款（案）】	
5	法人登記簿謄本【既設法人のみ】 公募申込書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの	
6	施設整備計画に係る役員会議事録（写し） 【新規に法人を設立する場合は、設立準備委員会において設立代表者の代表権を明らかにしたこと、及び本事業の実施を決定したことについての議事録（写し）】	
7	法人事業概要（パンフレット等）【既設法人のみ】	
8	事業工程表 開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等にかかる日程等を時系列に記載したもの	
9	建設計画予定地の写真 現況、排水先、接続する道路等がわかる写真	
10	計画図面に関するもの ①位置図（縮尺 1/10,000 程度） ②周辺図（縮尺 1/1,500 程度） ③公図（写し） 公募申込書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもので、敷地を太線で囲い、敷地及び隣接地には地権者名を記入すること ④敷地求積図 ⑤現況図 ⑥土地利用計画図 敷地の利用計画、及び建物の配置のわかるもの ⑦給排水計画図	
11	下水道・排水関係 放流先の協議・同意状況、浄化槽の処理方式等を記載したもの	
12	土地登記事項証明書 公募申込書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの	

13	土地の取得方法を確認するもの 土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書(写し) 土地を購入する場合＝売買確約書(写し) 土地の貸与を受ける場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書(写し) 関係機関等と建設用地に係る協議を行った場合＝協議結果のわかる書類 (写し)	
14	建物に関するもの ①建物平面図(各階) ②立面図(各方位) ③完成予想図 ④設備一覧表	
15	役員名簿【新規に法人を設立する場合は、予定者一覧】	様式 6
16	代表者略歴書	様式 7
17	施設長(予定者)略歴及び任命理由書	様式 8
18	資金計画に関するもの ①資金計画書 ②施設の建設に係る金額のわかる書類 設計業者による見積書等 ③開設に当たって必要となる備品等に係る金額のわかる書類 資金計画書に記載のある項目の金額の根拠がわかる書類 ④資金の確保がわかる書類 自己資金については残高証明書、借入金については金融機関の融資確約書、融資予定書等、贈与・寄付がある場合は贈与・寄付確約書の写し等	様式 9
19	事業運営収支計画書 事業開始後 3 年間の計画	
20	直近 2 年分の決算報告書【既設法人のみ】 財産目録、貸借対照表、資金・事業収支計算書	
21	周辺住民説明経緯調書	様式 10
22	隣接地地権者個別説明調書	様式 11
23	地元説明経緯個別調書	様式 12
24	職員の配置計画	様式 13
25	施設建設予定地事前協議報告書 協議事項ごとに関係機関からの指摘事項、指摘事項に対する対応策、スケジュール、添付書類を添付順に記載してください。	様式 14
26	原本証明書 添付した書類が原本であると誓約した書面	様式 15

提出書類は、原則として A 4 サイズで作成してください。(図面については A 3 サイズ可)

16 その他の提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	応募辞退届	様式 16
2	質問票	様式 17

(あて先)
袖ヶ浦市長

印

(新設法人の場合は、「仮称・社会福祉法人〇〇会」等)

平成29年度介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者募集要項の趣旨を了承の上、下記により事前協議を申し出ます。なお、期限までに介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備運営事業応募申込書の提出ができない場合、事前協議を取り下げます。

- 1 添付書類 別紙のとおり
- 2 提出部数 正本1部、副本（写し）13部
- 3 整備予定地等

整備予定地	住所			
	地目			
	面積	㎡		
	用途地域			
	所有の別	自己所有・取得予定・寄付予定・借地・借地予定・ その他（ ）		
担当者	（ふりがな）		所属	
	氏名		役職	
連絡先	電話			
	F A X			
	E-Mail			

事業概要調書

法人名	
所在地	
代表者名	

1 法人の沿革

年月	内容

2 建設予定地の地番・地目・所有者

大字・地番	地目	地積(m ²)	所有者(氏名・住所)
合計			

3 土地・建物の所有の別

	自己所有・賃貸借予定の別	賃貸借の場合の所有予定者	所有権移転時期
土地			
建物	自己所有予定		

4 任意に併設する事業（予定含む）

[illegible]

5 都市計画区域内外の別・用途地域、建ぺい率、容積率

都市計画区域 内外の別	☐ 都市計画区域外 ☐ 都市計画区域内（ ☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域）				
用途地域		建ぺい率	%	容積率	%
その他の区域、 地域、地区等	その他（ ☐ 農業振興地域 ☐ 生産緑地 ☐ 自然公園）				

6 建物の概要

構造		階数	
建築面積	m ²	延べ面積	m ²

7 接道の状況（幅員は、原則として6.0m以上であること）

路線名		幅員	m
-----	--	----	---

8 埋蔵文化財の有無

敷地内に	☐ あり ☐ なし	市教育委員会の証明書を添付すること
------	---	-------------------

9 排水先

☐ 公共下水道に放流	
☐ 浄化槽で処理後公共水路等に放流	処理方式、処理能力について記載したもの、水利権者の同意書を添付すること
☐ その他	その対応について記載したものを添付すること

10 交通の利便性

最寄りのＪＲ駅		駅から施設までの距離	
駐車場整備台数		駅から施設までの所要時間	

※駐車台数がわかるように土地利用計画図に図示すること

※駅から施設までの所要時間は分速80mで算出すること

1 1 協力病院

協力病院名		施設から協力病院までの距離	
協力病院所在地		施設から協力病院までの所要時間	

※協力病院までの距離は道のりとする

※協力病院までの時間は、時速30kmで算出すること

1 2 建設予定地が含まれる自治会等の名称・自治会等の代表者名

自治会等の名称	
自治会等の代表者名 (氏名・住所)	

1 3 隣接地地権者一覧

大字・地番	地目	地積(m ²)	所有者(氏名・住所)

※道路、水路を隔てた地権者を含むこと

※隣接地が公図に収まらない場合、公図をつなげた図面を添付すること

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備運営事業公募申込書

平成 年 月 日

（あて先）
袖ヶ浦市長

法人所在地

法人名

代表者氏名

⑤

電話番号

（新設法人の場合は、「仮称・社会福祉法人〇〇会」等）

平成 29 年度介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者募集要項の趣旨を了承の上、別紙関係書類を添えて応募いたします。

記

- 1 添付書類 別紙のとおり
- 2 提出部数 正本 1 部、副本（写し） 13 部
- 3 連絡先等

担当者	（ふりがな）		所属	
	氏名		役職	
連絡先	住所			
	電話			
	F A X			
	E-Mail			

応募に係る誓約書

平成 年 月 日

(あて先)
袖ヶ浦市長

法人所在地

法人名

代表者氏名 ㊟

(新設法人の場合は、「仮称・社会福祉法人〇〇会」等)

下記の事項に関し、事実と相違ないことを誓約し、相違があった場合には市による選定の取り消しを受けても異議申し立ては行いません。

記

- 1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 4 項各号、第 86 条第 2 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しない者であること。
- 2 誓約日において、法人及び代表者が袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- 3 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがない者であること。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者であること。
- 4 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- 5 法人の役員（就任予定者含む）等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

開設提案書

法人名	
-----	--

1 本件に応募した理由

2 新施設の目指すもの（運営に対する意欲、運営上の特徴・重点策について）

3 特別養護老人ホーム設置・運営に対する基本的事項について

(1) 特別養護老人ホーム運営に当たっての基本理念及び運営方針について

特別養護老人ホーム運営にあたり、入所者の福祉を図るための介護目標、環境(人的・物的)、運営方針等について記入してください。

(2) 入所者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取り組みについて

入所者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取り組みについて、具体的に記入してください。

(3) 相談・苦情への考え方と取り組みについて

入所者や家族等からの相談や苦情に対する取り組みについて具体的に記入してください。

(4) 安全対策の考え方と取り組みについて

施設内外での事故防止、危機管理、非常災害発生時の対応などの安全対策についての考え方と取り組みについて具体的に記入してください。

(5) 消防計画及び消防訓練の取り組みについて

消防計画及び消防訓練の取り組みについて具体的に記入してください。

(6) 衛生管理の考え方と取り組みについて

衛生管理の考え方と取り組みについて具体的に記入してください。

(7) 職員研修の考え方と取り組みについて

職員研修の考え方と取り組みについて具体的に記入してください。

(8) 自己評価・第三者評価などの取り組みについて

自己評価・第三者評価などの取り組みについて具体的に記入してください。

(9) 情報公開等に対する考え方と取り組みについて

入所者等が特別養護老人ホームを選択する上で、情報公開は非常に重要となります。情報公開についての考え方と取り組みについて具体的に記入してください。

(10) 虐待防止に対する取り組みについて

虐待防止に向けた考え方と取り組みについて具体的に記入してください。

(11) 身体拘束・事故防止に対する取り組みについて

身体拘束・事故防止に対する取り組みについて具体的に記入してください。

(12) 利用者の心身の状況等の把握について

利用者の心身の状況等の把握について具体的に記入してください。

(13) 多様化する介護サービス需要への対応について

多様化する介護サービス需要への対応について具体的に記入してください。

(14) 地域との連携の考え方と取り組みについて

入所者が地域社会の一員として生活できるよう、地域活動への参加や協力体制、また、地域ボランティアの受入等について具体的に記入してください。

(15) 職員配置の考え方と具体的な配置について

職員配置について具体的に記入してください。また、独自の配置基準がある場合には具体的に記入してください。

(注) 1 開設提案書の様式は、A 4 縦版横書きとして記入すること。様式が同じであれば、この用紙による必要もなく、ページ数の制限もしない。

(注) 2 参考資料の添付は可。ただし、必ず開設提案書の該当項目に内容を記入したうえで、「別添○」及び書類名を明記すること。

役員（予定者）名簿 [理事及び監事]

1 役員 の 状 況

役員 の 状 況 （ ☐ 平成 年 月 日現在 ☐ 予定）								
区分	氏名	年齢	現在の職業 （勤務先）	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員 の 資 格 等 （該 当 欄 に ○）			
					学 識 経 験 者	地 域 福 祉 関 係	施 設 長	そ の 他
理事長				有・無				
2				有・無				
3				有・無				
4				有・無				
5				有・無				
6				有・無				
7				有・無				
8				有・無				
9				有・無				
10				有・無				
11				有・無				
12				有・無				
13				有・無				
14				有・無				
15				有・無				
監事 1				有・無				
監事 2				有・無				
監事 3				有・無				
監事 4				有・無				
監事 5				有・無				
評議員会の有無		有・無	評議員会の定数	人				

※評議員会が有の場合、評議員名簿に記載

評議員名簿

区分	氏名	年齢	現在の職業 (勤務先)	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等 (該当欄に○)			
					学 識 経 験 者	地 域 福 祉 関係	施 設 長	そ の 他
評議員 1				有・無				
2				有・無				
3				有・無				
4				有・無				
5				有・無				
6				有・無				
7				有・無				
8				有・無				
9				有・無				
10				有・無				
11				有・無				
12				有・無				
13				有・無				
14				有・無				
15				有・無				
16				有・無				
17				有・無				
18				有・無				
19				有・無				
20				有・無				
21				有・無				
22				有・無				
23				有・無				

代表者略歴書

法人の名称	(フリガナ)		
氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日
住所	(郵便番号 —)	本籍地	
電話番号			
最終学歴			
職歴			
年 月～ 年 月	勤務先等	職務内容	
その他の社会的活動歴			
職務に関連する資格			
資格の種類	資格取得年月		
その他研修等の受講の状況等			

備考 1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

2 現在の職業について、会社等の役員である場合、役職名、会社名及び業種を記入してください。

施設長（予定者）略歴及び任命理由書

氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日
住所	(郵便番号 —)	本籍地	
電話番号			
最終学歴			
職歴			
年 月～ 年 月	勤務先等	職務内容	
その他の社会的活動歴			
職務に関連する資格			
資格の種類			
☐ 社会福祉主事 ☐ 社会福祉法第 19 条第 1 号該当 ☐ 社会福祉法第 19 条第 2 号該当 ☐ 社会福祉法第 19 条第 3 号該当 ☐ 社会福祉事業の経験 _____ 年 ☐ 施設長資格認定講習会終了 ☐ その他 () ※その他の場合は、資格を証する書類を添付すること			

備考 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

任命理由

社会福祉に対する知識、経験、社会福祉に対する熱意、施設運営能力、管理能力等、専任の経緯（理事会の審議内容等）を記入してください。

備考 任命理由の欄には、基準等で定められた要件等を満たしているか記入してください。なお、理由のわかる書類を添付してもかまいません。

資金計画書

支出の部	単位(円)	収入の部	単位(円)
① 本体工事費		①自己資金	
②工事事務費 設計監督料等		②借入金	
③その他工事費 整地,外構整備に要する費用等		③贈与・寄付金	
④土地購入費		④補助金	
⑤備品購入費		⑤その他	
⑥			
⑦			
⑧			
運営資金			
合計 A		合計 B	

【注意事項等】

- (1) AとBは同額としてください。
- (2) 支出の部の本体工事費、工事事務費、その他工事費については、その積算内訳が分かる書類を順に添付してください。
- (3) 支出の部の運営資金については、年間事業費を算出し、その1/2の3に相当する額を記載してください。
- (4) 収入の部の自己資金については、預金の残高証明書（申込日前3カ月以内のもの）を添付してください。
- (5) 収入の部の借入金については、借入先名及び借入金積算根拠が分かる書類を添付してください。また、返済計画書を添付してください。
- (6) 収入の部の贈与・寄付金については、当該贈与・寄付金額が記載された贈与又は寄付確約書の写し（応募申込代表者による原本証明を要する）を添付してください。また、当該贈与・寄付金額が確認できる預金通帳等の写し（申込日前3カ月以内のもの）を添付してください。
- (7) 収入の部のその他の欄に記入した場合は、その具体的な内容の分かる書類等を添付してください。

周辺住民説明経緯調書	
(応募法人の代表者が作成すること)	
所属法人	
作成者氏名 ㊟	
施設名 (仮称)	
計画地住所	
1 説明の有無	あ り ・ な し
2 施設整備により周辺住民へ与える影響の内容	自治会等名 ()
3 説明会年月日	年 月 日 () 時～ 時
4 説明者の職・氏名 (整備をしようとする施設の責任者等。なお、コンサルタントや設計会社のみで行った説明は除く)	
5 説明の概要	
6 説明を受けた方のご意見	
7 6に対する回答・対応	
8 その他特記事項	

※ 説明に使用した資料及び説明会議事録を必ず添付してください。

※ 想定される影響については理由のわかるものを必ず添付してください。

※ この調書に記載された内容について説明の相手方に確認する場合がありますので、別添の名簿には連絡先を記入してください。

隣地地権者個別説明調書	
(応募法人の代表者が作成すること)	
所属法人	
作成者氏名	印
施設名 (仮称)	
計画地所在地	
1 説明の有無	あり ・ なし
2 説明を受けた方 (自署または押印が必要)	ご住所 お名前 ⑩ ご連絡先 ()
3 説明会年月日	年 月 日 () 時～ 時
4 説明者の職・氏名 (整備をしようとする施設の責任者等。なお、コンサルタントや設計会社のみで行った説明は除く)	
5 説明を受けた方のご意見	
6 5に対する回答・対応	
7 その他特記事項	

※ 説明の相手方ごとに作成し、説明に使用した資料を必ず添付してください。

※ この調書に記載された内容について説明の相手方に確認する場合がありますので、連絡先を記入してください。

地元説明経緯個別調書（地元自治会等）	
（応募法人の代表者が作成すること）	
所属法人	
作成者氏名	印
施設名（仮称）	
計画地所在地	
1 説明の有無	あ り ・ な し
2 説明を受けた方 （自署または押印が必要）	自治会等名称 お名前 印 ご連絡先（ ） ご役職（自治会長等・その他（ ））
3 説明会年月日	年 月 日（ ） 時～ 時
4 説明者の職・氏名 （整備をしようとする施設の責任者等。なお、コンサルタントや設計会社のみで行った説明は除く）	
5 説明を受けた方のご意見	
6 5に対する回答・対応	
7 その他特記事項	

※ 周辺の自治会等が複数の場合は、自治会等ごとに作成し、説明に使用した資料を必ず添付してください。

※ この調書に記載された内容について説明の相手方に確認する場合がありますので、連絡先を記入してください。

職員の配置計画

1 職員採用及び配置方針（職員確保の方策も含めて記載してください。）

2 職員別の配置人員内訳

（人）

職種	計画施設の配置人員数				常勤換算後の人数	夜間勤務職員数
	常勤職員※2		非常勤職員	計		
	職員数	うち兼務職員数	職員数			
施設長						
医師						
生活指導員						
介護支援専門員						
機能訓練指導員						
看護師						
准看護師						
介護職員						
栄養士						
調理員						
事務員						
合計						

※1 提出日現在（配置予定）の人数を記入してください。

※2 兼務職員は、本来の職種及び兼務先職種の「兼務職員数」に各々計上してください。

※3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する職員分も含めて、職員数を記載してください。

※4 老人短期入所施設を併設する場合は、その分を含めた職員数を記載してください。

※5 独自の職員配置基準がある場合には、基準表を添付してください。

施設建設予定地事前協議内容報告書

法人所在地

法人名

代表者氏名

⑩

関係機関との協議の状況について、各種法令等の適用状況及び指導の概要などを協議事項ごとに作成してください。

協議 日時	平成 年 月 日	関係機関 及び課等名称	
	: ~ :	担当者名・電話	(TEL)
協議 事項			
指摘事項【全て記載すること。】			
指摘事項への対応策【上記指摘事項に対して、それぞれ具体的な対応策を記載すること】			

※ 添付資料は、箇条書きで明瞭に示し、記載した順番に添付すること。

原本証明書

（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備運営事業の公募に関する事前協議
申出書・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備運営事業公募申込書）に添付
した書類は、全て原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

法人名

代表者氏名

⑩

応募辞退届

平成 年 月 日

(あて先)
袖ヶ浦市長

法人所在地

法人名

代表者氏名

⑤

電話番号

(新設法人の場合は、「仮称・社会福祉法人〇〇会」等)

平成 29 年度介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)整備・運営事業者の公募に係る応募を下記の理由により辞退しますので、届け出ます。

記

(辞退理由)

質問票

袖ヶ浦市 介護保険課 行

送信日		平成 年 月 日 ()
送信元	法人名	
	担当者	
	所在地	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E - M a i l	
質問事項 (内容は簡潔にお願いします。)		

※1 平成 29 年 5 月 18 日(木)午後 4 時までに、F A X または電子メールにてご返送ください。

※2 回答は、5 月 31 日(水)までに、介護保険課ホームページにて掲載いたします。個別に回答が必要な項目に関しましては、電話にてご連絡いたします。

袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課 管理班 担当 北島、吉田

F A X : 0 4 3 8 (6 2) 3 1 6 5

E - m a i l sode73@city.sodegaura.chiba.jp

議題(4) 平成28年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

平成28年度指定介護予防支援業務の委託について、サービスの利用が急がれたため、運営協議会での承認を受ける前に委託事業所との契約締結を行ったことについて、承認を求めるものです。

平成28年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所（追加分）

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体			
				住 所	指定 取得	指定 更新	管理者	常勤 換算	法人名	代表者 役職	代表者	住 所
49	平成29年 3月11日	1272601731	ういず・ユー介護プラン相談所 「支え愛」	八千代市勝田台 4－13－7	平成22年 8月1日	平成28年 8月1日	勝原 明美	5	ウイズユー 株式会社	代表取締役	甲斐 博	八千代市勝田台 4－13－7

議題(5) 平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

平成 2 9 年度指定介護予防支援業務の委託について、新規の委託事業所との契約締結を行うため承認を求めるものです。

平成 2 9 年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所（追加分）

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体			
				住 所	指定 取得	指定 更新	管理者	常勤 換算	法人名	代表者 役職	代表者	住 所
41	平成29年 4月24日 （予定）	1270802877	居宅介護支援センター クローバーケアステーション市川	市川市南行徳1-18- 21高橋ビル2階	平成22年 7月1日	平成28年 7月1日	宮田 知之	4.8	株式会社 インターネット インフィニティー	代表取締役	別宮 圭一	東京都中央区築地5-6-10 浜離宮パークサイドプレイス15 階

議題(6) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、通所型事業所の開設に伴う新規指定が一件あったことから報告するものです。

指定日	事業所番号	事業所名	事業所				運営法人			
			住 所	管理者	定員	県指定年月日	法人名	代表者 役職	代表者	住 所
平成29年 4月1日	1272403518	らいふばでい 市原店	千葉県市原市不入斗 1463	菊池 直也	20人	平成29年3月1日	株式会社 らいふばでい	代表取締役	金 大器	北海道札幌市中央区北4条西 13-1-2 RICH植物園BLD3階

【平成29年度介護保険運営協議会開催スケジュール】

開 催 予 定		
第1回	日時等	平成29年 4月21日(金) 午後3時～ 市役所旧館3階大会議室
	議事(案)	(1) 会長の選出について (2) 地域密着型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護)の公募について (3) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の公募について (4) 平成28年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について (5) 平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について (6) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
第2回	日時等	平成29年 6月26日(月) 午後 市役所旧館3階大会議室
	議事(案)	(1) 袖ヶ浦市介護保険・高齢者福祉に関する調査の集計結果について (2) 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定スケジュールについて (3) 平成28年度介護保険事業の実績について (4) 平成28年度地域包括支援センター事業の実績について
第3回	日時等	平成29年 7月25日(火) 午前 市役所旧館3階大会議室
	議事(案)	(1) 地域密着型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護)の応募事業者の審査・選定について
第4回	日時等	平成29年11月21日(火) 午後 ⇒ <u>平成29年11月15日(水) 午後</u> 市役所旧館3階大会議室 ⇒ <u>市役所7階会議室</u>
	議事(案)	(1) 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)の概要について (2) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の公募結果について
第5回	日時等	平成30年1月30日(火) 午後 ⇒ <u>平成30年1月19日(金) 午後</u> 市役所旧館3階大会議室 ⇒ <u>保健センター(市役所敷地内)</u>
	議事(案)	(1) 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)に関するパブリックコメントの結果及び修正点等について
第6回	日時等	平成30年 3月16日(金) 午後 市役所旧館3階大会議室
	議事(案)	(1) 地域密着型サービス事業所の指定について (2) 平成30年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について